

大槌町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

大槌町町勢要覧作成業務

(2) 目的

令和元年より、第9次大槌町総合計画(以下、「総合計画」という。)がスタートし、4年が経過した。これまでの町政の歩み、東日本大震災津波からの復興及び総合計画に基づくこれからのまちづくりの基本理念等を網羅的にまとめることを目的として町勢要覧を作成する。

また、大槌町が有する自然、歴史、文化等、特有の魅力を、写真・グラフなどを用いて、視覚的に分かりやすく紹介し、当町の魅力を広く発信し、町への理解を深めてもらうことを目的とする。

(3) 業務内容

別添仕様書参照

(4) 業務期間

契約の日から令和6年3月31日(日)

ただし、業務の進捗により延長の場合あり

2 プロポーザル方式採用理由

誌面の構成、デザイン、取材及び製本等に係る実施体制等の提案を求め、その内容等を総合的に比較検討し、より円滑且つ確実に目的を達成しうる業者を選定するため。

3 予算額

2,310,000円(税込)

4 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる条件を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に抵触しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続又

は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (4) 岩手県及び大槌町の指名停止期間中でないこと。なお、告示日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 参加表明書提出時において、地方税、事業税、国税(法人税(個人の場合は所得税)及び消費税並びに地方消費税)を完納していること。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、プロポーザル参加申込書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ・プロポーザル参加申込書(様式1)
- ・会社概要(様式2)
- ・岩手県暴力団排除条例第6条の規定に基づく誓約書(様式3)
- ・事業実績書(様式4)
- ・登記事項証明書(発効後3ヵ月以内のもの、写し可)
- ・納税証明書(市県民税、法人税、消費税、法人県民税、法人事業税等)の写し

(2) 提出部数：各1部ずつ

(3) 申込期間：令和6年1月12日(金)から令和6年1月25日(木)まで

(4) 提出場所：問い合わせ先と同様

(5) 提出方法：郵送または持参

6 参加資格審査結果の通知

(1) 通知日：令和6年2月13日(火)

(2) 通知内容：審査結果

(3) 通知方法：全参加者に書面で通知(参考様式2)

(4) 結果に対する理由説明

参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面(様式は任意とする。)で町長に説明を求めることができる。この場合において、説明を求められたときは、町長は速やかに書面でその理由を説明するものとする。

ア 提出期限：令和6年2月22日(木)必着

イ 提出場所：問い合わせ先と同様

ウ 提出方法：持参または郵送

7 質問及び回答

本実施要領のほか、提出する書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答する。

(1) 質問

ア 提出書類：質問書(任意様式)

イ 提出期間：令和6年1月29日(月)から令和6年2月9日(金)まで

ウ 提出方法：電子メールに限る。なお、電子メールを送信したときは、必ず送信したことを電話連絡すること。

エ 電子メールアドレス及び電話番号：問い合わせ先と同様

(2) 回答

ア 回答最終期日：令和6年2月13日(火)

イ 回答方法：回答は電子メールとし、回答できるものから順次回答する。また、すべての質問に対する回答を参加者全員に行う。このとき、質問者名は明記しない。

8 辞退届の受付

5の申込後、本プロポーザルを辞退しようとする者は、辞退届(任意様式)を町長に提出するものとする。

(1) 提出方法

参加者は、辞退届(任意様式)を、提出先(問い合わせ先と同様)へ持参又は郵送(必着)するものとする。

(2) 提出期限

令和6年2月14日(水)

9 企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1) 企画提案書の作成

企画提案書の作成については、「令和5年度大槌町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」によること。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和6年2月26日(月)

イ 提出物：「令和5年度大槌町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出方法：郵送または持参(書留郵便又は配達証明に限る。)

エ 提出先：問い合わせ先と同様

10 審査

(1) プレゼンテーション及び審査

令和5年度大槌町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル審査委員会は、参加資格の審査結果を確認し、企画提案書、会社概要及び見積書を別紙「令和5年度大槌町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル審査要領により書類及びプレゼンテーションを審査し、上位1者を選定する。

ア 日 時：令和6年2月27日以降で調整中

イ 場 所：大槌町役場 3階 大会議室

ウ 参加者：説明者2名以内とする。

エ 内 容：プレゼンテーション及び質疑応答。なお、プレゼンテーションは、提出した企画提案書に沿って説明を行うこと。

オ 持ち時間：プレゼンテーション 10分以内、質疑応答 10分以内。

カ 準備品等：プレゼンテーション実施に係るパソコン等の準備品については、参加者により準備すること。ただし、設置に要する時間は10分以内とし、プレゼンテーションの時間には含めない。

(2) 審査結果

ア 通知日：令和6年3月1日(金)

イ 通知内容：審査結果

ウ 通知方法：参加者全員に書面で通知する。

エ 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。

11 選定結果の公表

(1) 公表日：令和6年3月6日(水)

(2) 公表方法：選定結果については、大槌町ホームページ上で公表する。

12 契約の締結

審査により決定された者と契約の交渉を行う。なお、候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

13 提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

(1) 企画提案書類等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

14 情報公開及び提供

選定結果については、大槌町ホームページ上で公開する。

- (1) 本業務の受託者となった者から提出された書類(企画提案書を含む。)については、大槌町情報公開条例に基づき開示する。
- (2) 本プロポーザルの実施に関する情報(参加者から提出された資料を含む)は、大槌町情報公開条例に基づき開示することがある。

15 問い合わせ先

大槌町協働地域づくり推進課 担当：臼澤

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL：(0193)42-8718

FAX：(0193)42-3855

E-mail：densyo@town.otsuchi.iwate.jp